#### 1 趣旨

このガイドラインは、「茨城県県立学校情報セキュリティ対策基準を定める要項」(平成 25 年 7 月 24 日施行)第 50 条第 2 項の定めるところにより、県立学校が外部ネットワークのサーバ等(以下「外部サーバ等」という。)を活用して情報発信するに当たっての基本原則、トラブルへの対応等について定めるものとする。

#### 2 外部サーバ等の定義

県が所管する情報システム以外に、県立学校が公式ホームページを補完する目的で運用する外部ネットワークのサーバ等(SNSを含む)をいう。

# 3 運用する外部サーバ等の種類

原則として、誹謗中傷等の書き込み、炎上、なりすましその他のトラブルの発生のお それがないものを利用することとする。また、生徒等、保護者及び地域住民等(以下、「利 用者」という。)による書き込みが可能な外部サーバ等を利用する場合は、実名で書き込 むことにより利用時のトラブルを軽減できるものを利用することとする。

#### 4 運用上の基本原則

- (1) 学校情報セキュリティ管理者は、外部サーバ等で公開する内容、表現及び構成の一切について、管理責任を負うものとする。
- (2) 外部サーバ等を活用した情報発信は、学校単位で当該外部サーバの運営者が発行するアカウント(以下「公式アカウント」という。)を取得して行うこととする。
- (3) 学校情報セキュリティ管理者は、あらかじめ運用ポリシー及び利用規約(以下「運用ポリシー等」という。)を、公式アカウントごとに定めることとする。
- (4) 学校情報セキュリティ管理者は、運用ポリシー等を茨城県立学校情報セキュリティ管理事務局へ報告することとする。
- (5) 学校情報セキュリティ管理者は、公式ホームページにおいて運用する外部サーバ等 の種類及び公式アカウントで表示される Web ページへのリンクを明記し、このガイド ライン及び運用ポリシー等を掲載するとともに、当該外部サーバ等の Web ページに、これらを掲載した公式ホームページのURLを明記することとする。
- (6) 公式ホームページから外部サーバ等へリンクを張る場合は、外部ページであることを明確にするものとする。
- (7) 公式アカウントへのログインパスワードの設定に当たっては、推測されやすいもの は避け、第三者に知られることのないよう厳重に管理し、定期的に変更することとす る。

- (8) 教職員による書き込みは、公式アカウントを使用し、原則として勤務時間内であって運用ポリシーにおいて定める運用時間内に行うこととする。ただし、緊急時などやむを得ない場合の運用について運用ポリシーで定めた場合は、その定めるところによることとする。
- (9) この他に、外部サーバ等を活用した情報発信に関して必要な事項は、「茨城県教育情報ネットワーク利用規約」(平成 20 年 6 月 1 日施行)及び「WEBページ公開に関するガイドライン」(平成 25 年 7 月 22 日施行)に準じて運用するものとする。

### 5 運用ポリシー等の内容

- (1) 運用ポリシーは、運用を行うに当たって周知すべき事項を定めるものとし、次に掲げる事項について定めなければならないこととする。
  - ア 運用する外部サーバの種類
  - イ アカウント名, URL及びアカウント運用者名
  - ウ 外部サーバを利用する情報発信の目的及び内容
  - エ 外部サーバを利用した情報発信の運用方法(運用時間, 意見や質問への対応方法等)
  - オ 個人情報に関する取扱い
- (2) 利用規約は、利用者があらかじめ同意することが必要な事項について定めるものとし、次に掲げる事項について定めなければならないこととする。
  - ア 利用上の遵守事項
  - イ 知的財産権の帰属
  - ウ 免責事項

#### 6 トラブルへの対応等

- (1) 書き込み等に誤りがあった場合は、訂正や謝罪の書き込み等を行うなど、誠実かつ 速やかな対応を行うこととする。
- (2) 利用規約に定める利用上の遵守事項に抵触する書き込み等を発見した場合は、速やかに削除等の措置を行うこととする。

## 7 補足

4(6)に拘らず、公式ホームページの一部として外部サーバ等の Web ページを表示する場合は、教育情報ネットワーク管理者へ報告するものとする。ただし、このことは、教育情報ネットワーク次期更新までの暫定措置とする。

### (参考) 用語の解説

### 1 SNS

参加者間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネット上のサービス。フェイスブックやツイッター等がある。

#### 2 フェイスブック

フェイスブック社(Facebook Inc.)が運営するインターネット上のサービス。利用者が実名登録をし、日記機能やメッセージ機能を利用して情報のやりとりを行うことができる。

#### 3 ツイッター

ツイッター社(Twitter Inc.)が運営するインターネット上のサービス。利用者が「ツイート」とよばれるつぶやきを投稿し、情報のやりとりを行うことができる。

### 4 炎上

自分の投稿に対し批判や苦情が殺到し、収拾がつかなくなる状態。

### 5 なりすまし

他の利用者のふりをして、インターネット上のサービスを利用すること。

## 6 URL

ウェブサイトのアドレス。

#### 7 書き込み等

電子掲示板等に、意見や情報などのメッセージを記入すること。